

## 会議の概要

議長

定刻になりましたので、ただ今から平成29年6月、第15回総会を開会いたします。なお、本日の会議において農業委員会等に関する法律第29条により農地利用最適化推進委員の出席を求めています。

2番岡本委員、13番山田委員から欠席との連絡が入っておりますので、報告いたします。出席農業委員会委員は、14名中12名出席、定足数に達しており、総会は成立しております。

出席を求めた農地利用最適化推進委員の出席人数は8名です。

開会時間は午後1時30分です。

質疑等は、挙手の後、許可を得て、議席番号、氏名を名乗ってから行うようお願いいたします。

携帯電話をお持ちの方はマナーモードに切り替えるか電源をお切りいただきますようお願いいたします。

続きまして、日程1 議事録署名委員の指名ですが、席次の順により逐次署名委員とすることとなっております。議席番号3番松本委員、4番田中委員をお願いいたします。

それでは日程に従い議事に入ります。

日程2 議案第1号 農地法第4条第1項の規定による許可申請書審議についてを上程いたします。

申請番号1番について事務局より説明願います。

事務局

それでは、議案第1号申請番号1番について説明いたします。  
(申請番号1番の内容について、記載事項を読み上げる。)

農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地、第2種農地にあたりと判断いたします。

なお、調査地区は竹沢地区となります。

議長

ありがとうございました。それでは、議案第1号申請番号1番の現地調査について、竹沢地区担当委員より報告をお願いします。

竹沢（尾上

竹沢地区推進委員尾上が調査報告します。現地調査は、6月23日、竹沢地区農業委員1名と推進委員2名で行いました。申請場所ですが、国道254号線旧道を町中心部から寄居町方面に進み、小川西陸橋をくぐり300m程行った北側に宏仁会小川病院があり、その北側の高橋を渡り左折し50m進んだ北側のところになります。現地は毎年草刈りを行いきちんと管理されています。今回の計画にあたり、隣接をしているところや近所の方に対して説明会も開催したそうです。すぐ脇が公道で電柱もあるので太陽光をやるには良いのではないかと。担い手もいないのでやむを得ないのではないかと。思う。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。質問のある方

は挙手をお願いします。

(6番田端委員 挙手)

議長

はい、6番田端委員。

6番

議席番号6番田端です。太陽光発電のパネルについて、寿命を迎えた後の処分方法が確立されていないと思うが、その点についていかがか。

議長

私からお話しいたします。私も太陽光発電に関心があり、設置する会社の担当者に、太陽光発電設備を撤去する場合に作業について問題にならないか聞いたところ、今のパネルはガラスと電子部品とに分けられるそうです。ガラス部分については、硬質ガラスですので再生利用可能。電子部品については、携帯電話などと同じように回収できるという回答を得られた。

議長

他にご意見・質問のある方は挙手願います。

(意見・質問なし)

議長

特にないようですので、採決いたします。議案第1号 申請番号1番について、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議長

賛成多数ですので、議案第1号 申請番号1番について、原案のとおり承認されました。

続きまして、議案第1号 申請番号2番について上程いたします。申請番号2番について事務局より説明願います。

事務局

それでは、議案第1号申請番号2番について説明いたします。

(申請番号2番の内容について、記載事項を読み上げる。)

申請内容で申し上げたとおり、転用の許可を得ずすでに家の庭として利用しております。無許可で転用を行ったところを転用するには農地を農地に戻す是正を行った後に申請を行わなければならないのが原則であるが、申請代理人から追認ができるか相談を受け、許可権利者である東松山農林振興センターと現地調査を行い協議を実施しました。その結果、次の条件を満たせば追認になるということになりました。それは、小川町の市街化区域と市街化調整区域の線引きが行われた昭和54年9月11日以前から、現在と同じように庭として使用していたかどうかです。こちらにつきましては一般社団法人日本地図センターの航空写真の証明書が提出されました。昭和50年9月26日撮影のもので、すでに庭の形態が写っております。以上の理由から振興センターと協議した結果条件を満たせると判断した追認案件で

ある本申請を受理しました。

農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地、第2種農地にあたりと判断いたします。

なお、調査地区は竹沢地区となります。

議長

ありがとうございました。それでは、議案第1号申請番号2番の現地調査について、竹沢地区担当委員より報告をお願いします。

竹沢（栗島）

竹沢地区推進委員栗島が調査報告します。現地調査は、6月23日、竹沢地区農業委員1名と推進委員2名で行いました。申請場所ですが、国道254号線旧道を町中心部から寄居町方面に進み、第一石産入口からさらに寄居方面へ200m程進んだところの右側になります。現地は宅地に面した三角地で、私の記憶では、第一石産が稼働したときにダンプの行き来により音がうるさいので塀を築き、それによって日陰になってしまうので畑作を断念し庭の形態で利用してきたと思います。すでに、駐車スペース、浄化槽埋設がされており、農地への復元が難しいと思いますので、宅地への転用はやむを得ないと思います。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手をお願いします。

（意見・質問なし）

議長

特にないようですので、採決いたします。議案第1号 申請番号2番について、賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議長

賛成多数ですので、議案第1号 申請番号2番について、原案のとおり承認されました。

続きまして、日程3 議案第2号 農業経営基盤強化促進法による農地利用集積計画の承認についてを上程いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局

それでは議案第2号について説明いたします。

農業基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、町から承認を求められています。今回の申請の合計は104件、168筆、163,360㎡です。この申請に基づく権利関係者からの同意要件はすべて満たしていることを報告します。よろしくをお願いします。

議長

ここでお諮りをいたします。本件は再設定、新規別に調査区ごとに審議したいと思います。また、現地調査報告については申請番号順ではなく、番号が若い順からの担当調査員ごとで一括報告とし、採決については、申請番号順に処理したいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なしとの声あり)

議長

それでは、小川地区の再設定から審議したいと思います。申請番号1番から20番までの審議になりますが、申請番号1番は小川地区推進委員内野委員が渡人の申請になります。農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、審議開始から終了まで退席をお願いします。

(小川地区推進委員内野委員退席)

それでは、申請番号1番の説明を事務局からお願いします。

事務局

申請番号1番について、申請番号、受人、土地の所在、面積、設定別、期間の順に説明いたします。

(再設定の申請番号1番の内容について記載事項を説明する。)

調査区につきましては、小川地区になります。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは、議案第1号申請番号1番の現地調査について、小川地区担当委員より報告をお願いします。

6番

議席番号6番田端が調査報告します。現地調査は、6月24日、小川地区農業委員3名と推進委員2名のあわせて5名で行いました。草が生えているが、たい肥場として使うとのことでした。問題ないと思います。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手をお願いします。

(意見・質問なし)

議長

特にないようですので、採決いたします。議案第2号 申請番号1番について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、申請番号1番は承認されました。それでは、審議終了ですので小川地区推進委員内野委員の審議参加を許可します。

(小川地区推進委員内野委員着席)

続きまして、申請番号2番から20番について上程いたします。

申請番号2番から20番について事務局より説明願います。

事務局

申請番号2番から20番の内容について説明いたします。

(再設定の申請番号2番から20番について記載事項を説明する)

調査区につきましては、小川地区になります。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは調査報告を小川地区担当委員か

らお願いします。

小川（内野

小川地区推進委員内野が申請番号2番について調査報告します。水稲作付されており、問題ありません。

1番

議席番号1番清水が申請番号3番から13番までについて、現地調査の報告をします。

申請番号3番は、夏野菜が作付されていて問題ありません。

申請番号4番は、作付、収穫が1回終わって耕うんされている状態で問題ありません。

申請番号5番は、サツマイモが作付されていて問題ありません。

申請番号6番は、去年はサツマイモを作付したがイノシシにほとんどやられてしまったということで、今年はまだ耕うんしてはいたが、農地として管理されており問題ありません。

申請番号7番は、先日までジャガイモが作付されていたが、掘り上げて耕うんして代掻きを行い、田植えをする寸前で問題ありません。

申請番号8番は、申請は2筆ですが、現況は1筆で利用されています。既に水稲作付されており問題ありません。

申請番号9番は、既に水稲作付されており問題ありません。

申請番号10番は、既に水稲作付されており問題ありません。

申請番号11番は、既に水稲作付されており問題ありません。

申請番号12番は、既に水稲作付されており問題ありません。

申請番号13番は、一部草が生えていましたが、夏野菜が栽培されていて問題ありません。

6番

議席番号6番田端が申請番号14番から17番までについて、現地調査の報告をします。

申請番号14番は、水稲作付されており問題ありません。

申請番号15番は、現在作物はありませんが、耕うんされており問題ありません。

申請番号16番は、ジャガイモ、ネギが栽培されていて問題ありません。

申請番号17番は、現在作物はありませんが、耕うんされていて問題ありません。

小川（粟生田

小川地区推進委員粟生田が申請番号18番から20番までについて、現地調査の報告をします。

申請番号18番は、水稲作付されており問題ありません。

申請番号19番は、トラクターで耕うんされていて大豆作付予定となっており問題ありません。

申請番号20番は、トラクターで耕うんされていて大豆作付予定となっており問題ありません。

議長

ありがとうございました。それでは、申請番号2番から20番までについて一括審議に入ります。質問・意見等のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長

ないようですので、申請番号2番から20番までについて順次承認を取らせていただきます。

まず、申請番号2番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。次に、申請番号3番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。次に、申請番号4番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。次に、申請番号5番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。次に、申請番号6番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。次に、申請番号7番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。次に、申請番号8番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。次に、申請番号9番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。

次に、申請番号10番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。

次に、申請番号11番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。

次に、申請番号12番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。

次に、申請番号13番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。

次に、申請番号14番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。

次に、申請番号15番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。

次に、申請番号16番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。

次に、申請番号17番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。

次に、申請番号18番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします  
次に、申請番号19番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。  
次に、申請番号20番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。  
続きまして、大河地区再設定を審議させていただきます。なお、申請番号28番から31番は議席番号5番森委員が関係する受人の申請になります。農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、審議開始から終了まで退席をお願いする関係上、申請番号21番から27番まで、32番、33番の説明を事務局から願います。

事務局

議案第2号申請番号21番から27番まで、32番、33番の内容について説明いたします。

(再設定の申請番号21番から27番まで、32番、33番について記載事項を説明する)

調査区につきましては、大河地区になります。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは調査報告を大河地区担当委員から願います。

5番

議席番号5番森が申請番号21番から27番まで、32番、33番について現地調査の報告をします。

調査は議案第2号申請番号1番の現地調査後に、農業委員2名、推進委員2名の計4名で行いました。

申請番号21番は、ケイトウが作付されており問題ありません。

申請番号22番は、現在作物はありませんが、大豆か麦を作付予定とのことで問題ありません。

申請番号23番は、現在作物はありませんが、大豆か麦を作付予定とのことで問題ありません。

申請番号24番は、現在作物はありませんが、大豆か麦を作付予定とのことで問題ありません。



申請番号25番は、現在作物はありませんが、大豆か麦を作付予定とのことで問題ありません。

申請番号26番は、実家の前畑であり、野菜を作付してあり問題ありません。

申請番号27番は、現在作物はありませんが、大豆か麦を作付予定とのことで問題ありません。

申請番号32番は、ケイトウが作付されており問題ありません。

申請番号33番は、ケイトウが作付されており問題ありません。

議長

ありがとうございました。それでは、申請番号21番から27番、32番、33番について一括審議に入ります。質問・意見等のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長

ないようですので、申請番号21番から27番、32番、33番について順次承認を取らせていただきます。

まず、申請番号21番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。次に、申請番号22番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。次に、申請番号23番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。次に、申請番号24番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。次に、申請番号25番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。  
次に、申請番号26番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。  
次に、申請番号27番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。  
次に、申請番号32番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。  
次に、申請番号33番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。  
続きまして、申請番号28番から31番についてですが、議席番号5番森委員が関係する受人の申請になります。農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、審議開始から終了まで退席をお願いします。

(議席番号5番森委員退席)

それでは、申請番号28番から31番の説明を事務局から願います。

事務局

申請番号28番から31番までの内容について説明いたします。  
(再設定の申請番号28番から31番について記載事項を説明する)  
調査区につきましては、大河地区になります。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは調査報告を大河地区担当委員から願います。

8番

議席番号8番根岸が申請番号28番から31番について現地調査の報告をします。

申請番号28番は、クジャクソウが作付されており問題ありません。

申請番号29番は、クジャクソウが作付されており問題ありません。

申請番号30番は、クジャクソウが作付されており問題ありません。

申請番号31番は、クジャクソウが作付されており問題ありません。

議長 ありがとうございます。それでは、申請番号28番から31番について一括審議に入ります。質問・意見等のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長 ないようですので、申請番号28番から31番について順次承認を取らせていただきます。

まず、申請番号28番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、承認することに決定いたします。

次に、申請番号29番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、承認することに決定いたします。

次に、申請番号30番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、承認することに決定いたします。

次に、申請番号31番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、承認することに決定いたします。

それでは、審議終了ですので議席番号5番森委員の審議参加を許可します。

(議席番号5番森委員着席)

議長 続きまして、竹沢地区再設定を審議させていただきます。34番の説明を事務局からお願いします。します。

事務局 議案第2号申請番号34番の内容について説明いたします。

(再設定の申請番号34番について記載事項を説明する)

調査区につきましては、竹沢地区になります。以上です。

議長 ありがとうございます。それでは調査報告を竹沢地区担当委員か

らお願いします。

3 番

議席番号 3 番松本が申請番号 3 4 番について現地調査の報告をします。

調査は 6 月 23 日に、農業委員 1 名、推進委員 2 名の計 3 名で行いました。

現地は草も刈ってあり、きちんと管理がされ問題ありません。

議長

ありがとうございました。それでは、申請番号 3 4 番について審議に入ります。質問・意見等のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長

ないようですので、申請番号 3 4 番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。  
続きまして、八和田地区再設定を審議させていただきます。まず申請番号 3 5 番ですが、議席番号 7 番田下委員が関係する受人の申請になります。農業委員会法第 31 条の規定に基づく議事参与の制限により、審議開始から終了まで退席をお願いします。

(議席番号 7 番田下委員退席)

それでは、申請番号 3 5 番の説明を事務局からお願いします。

事務局

議案第 2 号申請番号 3 5 番の内容について説明いたします。

(再設定の申請番号 3 5 番について記載事項を説明する)

調査区につきましては、八和田地区になります。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは調査報告を八和田地区担当委員からお願いします。

八和田 (権田)

八和田地区推進委員権田が申請番号 3 5 番について現地調査の報告をします。

調査は 6 月 24 日、農業委員 5 名、推進委員 3 名の計 8 名で行いました。

申請番号 3 5 番は、キャベツ、カリフラワー、ロマネスコなどが作付されており問題ありません。

議長

ありがとうございました。それでは、申請番号 3 5 番について審議に入ります。質問・意見等のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長

ないようですので、申請番号 3 5 番について承認することに賛成の

方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。

それでは、審議終了ですので議席番号7番田下委員の審議参加を許可します。

(議席番号7番田下委員着席)

続きまして、申請番号36番から59番までの説明を事務局からお願いいたします。

事務局

申請番号36番から59番の内容について説明いたします。

(再設定の申請番号36番から59番までについて記載事項を説明する)

調査区につきましては、八和田地区になります。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは調査報告を八和田地区担当委員からお願いいたします。

八和田（権田

八和田地区推進委員権田が申請番号36番から42番までについて現地調査の報告をします。

申請番号36番は、麦作あとであり問題ありません。

申請番号37番は、ブロッコリーが作付されており問題ありません。

申請番号38番は、一筆は麦作あと、もう一筆は水稻作付で問題ありません。

申請番号39番は、麦作あとで大豆が播種され問題ありません。

申請番号40番は、麦作あとで大豆が播種され問題ありません。

申請番号41番は、麦作あとであり問題ありません。

申請番号42番は、草刈りをされ管理されており問題ありません。

八和田（湯本

八和田地区推進委員湯本が申請番号43番から48番までについて現地調査の報告をします。

申請番号43番は、ブルーベリーや野菜が作付されており問題ありません。

申請番号44番は、ブロックローテーションで休耕で耕うんされており問題ありません。

申請番号45番は、水稻作付されており問題ありません。

申請番号46番は、キュウリ、トマト、ナスが作付されており問題ありません。

申請番号47番は、カボチャ、サツマイモが作付されており問題ありません。

申請番号48番は、水稻作付されており問題ありません。

八和田（高橋

八和田地区推進委員高橋が申請番号４９番から５９番までについて現地調査の報告をします。

申請番号４９番は、水稲作付されており問題ありません。

申請番号５０番は、水稲作付されており問題ありません。

申請番号５１番は、水稲作付されており問題ありません。

申請番号５２番は、水稲作付されており問題ありません。

申請番号５３番は、水稲作付されており問題ありません。

申請番号５４番は、麦作あとであり問題ありません。

申請番号５５番は、ブドウが作付されており問題ありません。

申請番号５６番は、ブドウが作付されており問題ありません。

申請番号５７番は、ブドウが作付されており問題ありません。

申請番号５８番は、水稲作付されており問題ありません。

申請番号５９番は、水稲作付されており問題ありません。

議長

ありがとうございました。それでは、申請番号３６番から５９番について一括審議に入ります。質問・意見等のある方は挙手をお願いします。

（質疑なし）

議長

ないようですので、申請番号３６番から５９番について順次承認を取らせていただきます。

まず、申請番号３６番について承認することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。

次に、申請番号３７番について承認することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。

次に、申請番号３８番について承認することに賛成の方は挙手願います。

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。

次に、申請番号３９番について承認することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。

次に、申請番号４０番について承認することに賛成の方は挙手願いま

す。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。  
次に、申請番号41番について承認することに賛成の方は挙手願います。

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。  
次に、申請番号42番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。  
次に、申請番号43番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。  
次に、申請番号44番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。  
次に、申請番号45番について承認することに賛成の方は挙手願います。

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。  
次に、申請番号46番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。  
次に、申請番号47番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。  
次に、申請番号48番について承認することに賛成の方は挙手願います。

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。

次に、申請番号49番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。

次に、申請番号50番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。

次に、申請番号51番について承認することに賛成の方は挙手願います。

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。

次に、申請番号52番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。

次に、申請番号53番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。

次に、申請番号54番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。

次に、申請番号55番について承認することに賛成の方は挙手願います。

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。

次に、申請番号56番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。

次に、申請番号57番について承認することに賛成の方は挙手願います。



(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。  
次に、申請番号58番について承認することに賛成の方は挙手願います。

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。  
次に、申請番号59番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。  
続きまして、新規設定の審議を行います。  
小川地区の新規設定、申請番号60番から77番までの説明を事務局からお願いします。

事務局

申請番号60番から77番の内容について説明いたします。  
(新規設定の申請番号60番から77番について記載事項を説明する)  
調査区につきましては、小川地区になります。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは調査報告を小川地区担当委員からお願いします。

小川 (内野

小川地区推進委員内野が申請番号60番から62番までについて調査報告します。  
申請番号60番は、以前作業受委託契約されていて、夏野菜が作付してあり問題ありません。  
申請番号61番は、以前作業受委託契約されていて、夏野菜が作付してあり問題ありません。  
申請番号62番は、以前作業受委託契約されていて、ジャガイモが作付してあり問題ありません。

1番

議席番号1番清水が申請番号63番から66番までについて調査報告します。  
申請番号63番は、トウモロコシが作付してあり問題ありません。  
申請番号64番は、水稻作付してあり問題ありません。  
申請番号65番は、水稻作付してあり問題ありません。  
申請番号66番は、以前作業受委託契約されていて、三筆は、水稻作付してあり、一筆は山野草、ハーブ栽培してあり、一筆はウドが栽培されており問題ありません。

6番

議席番号6番田端が申請番号67番から72番までについて調査

報告します。

申請番号67番は、水稲作付してあり問題ありません。

申請番号68番は、耕うんされており問題ありません。

申請番号69番は、水稲作付してあり問題ありません。

申請番号70番は、耕うんされており問題ありません。

申請番号71番は、水稲作付してあり問題ありません。

申請番号72番は、水稲作付してあり問題ありません。

小川（粟生田

小川地区推進委員粟生田が申請番号73番から77番までについて調査報告します。

申請番号73番は、耕うんされ大豆作付予定とのことで問題ありません。

申請番号74番は、耕うんされ大豆作付予定とのことで問題ありません。

申請番号75番は、耕うんされ大豆作付予定とのことで問題ありません。

申請番号76番は、耕うんされ大豆作付予定とのことで問題ありません。

申請番号77番は、耕うんされ大豆作付予定とのことで問題ありません。

議長

ありがとうございました。それでは、申請番号60番から77番について一括審議に入ります。質問・意見等のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長

ないようですので、申請番号60番から77番について順次承認を取らせていただきます。

まず、申請番号60番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。

次に、申請番号61番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。

次に、申請番号62番について承認することに賛成の方は挙手願います。

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。  
次に、申請番号63番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。  
次に、申請番号64番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。  
次に、申請番号65番について承認することに賛成の方は挙手願います。

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。  
次に、申請番号66番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。  
次に、申請番号67番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。  
次に、申請番号68番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。  
次に、申請番号69番について承認することに賛成の方は挙手願います。

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。  
次に、申請番号70番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。  
次に、申請番号71番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。  
次に、申請番号72番について承認することに賛成の方は挙手願います。

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。  
次に、申請番号73番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。  
次に、申請番号74番について承認することに賛成の方は挙手願います。

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。  
次に、申請番号75番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。  
次に、申請番号76番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。  
次に、申請番号77番について承認することに賛成の方は挙手願います。

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。  
続きまして、大河地区新規設定を審議させていただきます。申請番号78番から86番までの説明を事務局から願います。します。

事務局

議案第2号申請番号78番から86番までの内容について説明いたします。

(新規設定の申請番号78番から86番までについて記載事項を説明する)

調査区につきましては、大河地区になります。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは調査報告を大河地区担当委員から願います。

大河(島野)

大河地区推進委員島野が申請番号78番から86番までについて

現地調査の報告をします。

申請番号78番は、耕うんされており、ジャガイモ、イチゴが作付されており問題ありません。

申請番号79番は、花卉栽培を予定とのことで問題ありません。

申請番号80番は、耕うんされていて現在作物はありませんが、大豆か麦を作付予定とのことで問題ありません。

申請番号81番は、カボチャ等の野菜を作付予定とのことで問題ありません。

申請番号82番は、耕うんされていて現在作物はありませんが、大豆か麦を作付予定とのことで問題ありません。

申請番号83番は、耕うんされていて現在作物はありませんが、大豆か麦を作付予定とのことで問題ありません。

申請番号84番は、以前作業受委託契約されていて、野菜が作付されていて問題ありません。

申請番号85番は、水稻作付されており問題ありません。

申請番号86番は、水稻作付されており問題ありません。

議長

ありがとうございました。それでは、申請番号78番から86番までについて一括審議に入ります。質問・意見等のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長

ないようですので、申請番号78番から86番までについて順次承認を取らせていただきます。

まず、申請番号78番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。次に、申請番号79番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。次に、申請番号80番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。次に、申請番号81番について承認することに賛成の方は挙手願いま

す。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。  
次に、申請番号82番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。  
次に、申請番号83番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。  
次に、申請番号84番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。  
次に、申請番号85番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。  
次に、申請番号86番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。  
続きまして、竹沢地区新規設定を審議させていただきます。申請番号87番、88番の説明を事務局から願います。します。

事務局

議案第2号申請番号87番、88番の内容について説明いたします。  
(新規設定の申請番号87番、88番について記載事項を説明する)  
調査区につきましては、竹沢地区になります。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは調査報告を竹沢地区担当委員から願います。

3番

議席番号3番松本が申請番号87番、88番について現地調査の報告をします。

申請番号８７番は、草刈りがされていて鶏舎となっており問題ありません。

申請番号８８番は、耕うんされていて野菜を作付予定とのことで問題ありません。

議長

ありがとうございました。それでは、申請番号８７番、８８番について一括審議に入ります。質問・意見等のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長

ないようですので、申請番号８７番、８８番について順次承認を取らせていただきます。

まず、申請番号８７番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。次に、申請番号８８番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。続きまして、八和田地区新規設定を審議させていただきます。なお、申請番号９１番は議席番号４番田中委員が関係する受人の申請になります。農業委員会法第３１条の規定に基づく議事参与の制限により、審議開始から終了まで退席をお願いする関係上、申請番号８９番、９０番の説明を事務局からお願いします。します。

事務局

議案第２号申請番号８９番、９０番の内容について説明いたします。(新規設定の申請番号８９番、９０番について記載事項を説明する) 調査区につきましては、八和田地区になります。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは調査報告を八和田地区担当委員からお願いします。

八和田(湯本)

八和田地区推進委員湯本が申請番号８９番、９０番について現地調査の報告をします。

申請番号８９番は、管理がされている状態で問題ありません。

申請番号９０番は、以前作業受委託契約され、ジャガイモ、カボチャが作付されており問題ありません。

議長

ありがとうございました。それでは、申請番号８９番、９０番につ

いて一括審議に入ります。質問・意見等のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長

ないようですので、申請番号89番、90番について順次承認を取らせていただきます。

まず、申請番号89番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。  
次に、申請番号90番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。  
続きまして申請番号91番の審議になりますが、議席番号4番田中委員が受人の申請になります。農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、審議開始から終了まで退席をお願いします。

(議席番号4番田中委員退席)

それでは、申請番号91番までの説明を事務局からお願いします。

事務局

議案第2号申請番号91番の内容について説明いたします。  
(再設定の申請番号91番について記載事項を説明する。)  
調査区につきましては、八和田地区になります。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは調査報告を八和田地区担当推進委員からお願いします。

八和田 (湯本)

はい、八和田地区担当推進委員湯本が申請番号91番について現地調査の報告をします。  
申請番号91番は、二筆ですが一枚で使用し、水稻作付してあり問題ありません。

議長

ありがとうございました。それでは、申請番号91番について一括審議に入ります。質問・意見等のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長

ないようですので、申請番号91番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)



議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。  
それでは、審議終了ですので議席番号4番田中委員の審議参加を許可します。

(議席番号4番田中委員着席)

議長

では、八和田地区新規設定審議を続けます。  
申請番号92番から104番までの説明を事務局からお願いします。

事務局

申請番号92番から104番までの内容について説明いたします。  
(新規設定の申請番号92番から104番までについて記載事項を説明する)  
調査区につきましては、八和田地区になります。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは調査報告を八和田地区担当推進委員からお願いします。

八和田（高橋

はい、八和田地区担当推進委員高橋が申請番号92番から104番までについて現地調査の報告をします。  
申請番号92番は、水稻作付を行っていて問題ありません。  
申請番号93番は、野菜の作付準備してあり問題ありません。  
申請番号94番は、大豆の作付準備してあり問題ありません。  
申請番号95番は、大豆の作付準備してあり問題ありません。  
申請番号96番は、大豆の作付準備してあり問題ありません。  
申請番号97番は、水稻作付を行っていて問題ありません。  
申請番号98番は、キャベツが作付されていて問題ありません。  
申請番号99番は、麦刈りが行われていて大豆を予定されており問題ありません。  
申請番号100番は、水稻作付を行っていて問題ありません。  
申請番号101番は、水稻作付を行っていて問題ありません。  
申請番号102番は、水稻作付を行っていて問題ありません。  
申請番号103番は、水稻作付を行っていて問題ありません。  
申請番号104番は、水稻作付を行っていて問題ありません。

議長

ありがとうございました。それでは、申請番号92番から104番までについて一括審議に入ります。質問・意見等のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長

ないようですので、申請番号92番から104番までについて順次承認を取らせていただきます。

まず、申請番号92番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。  
次に、申請番号93番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。  
次に、申請番号94番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。  
次に、申請番号95番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。  
次に、申請番号96番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。  
次に、申請番号97番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。  
次に、申請番号98番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。  
次に、申請番号99番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。

次に、申請番号100番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。

次に、申請番号101番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。

次に、申請番号102番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。

次に、申請番号103番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。

次に、申請番号104番について承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、承認することに決定いたします。

申請番号92番から104番までについて原案のとおり承認されました。

続きまして、日程4 議案第3号 農業振興地域整備計画の変更についてを上程いたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

それでは、議案第3号申請番号1番について説明いたします。町から意見を求められております。

(申請番号1番の記載事項を読み上げる。)

なお、調査区は大河地区になります。

議長

それでは、申請番号1番の現地調査結果について、調査地区の大河地区担当委員から報告をお願いします。

8番

議席番号8番根岸が調査報告します。現地調査は、6月24日大河地区農業委員4名と推進委員1名で行いました。現地は県道熊谷小川秩父線を東秩父村方面へ向かい松郷峠入口交差点を300m程進ん

だところのパチンコ店のある交差点を左折し、500m程進んだところの一本南側の道のところになります。草刈りもされてきれいに管理されています。住宅をつくるにはいい場所だと思う半面、農地として残してほしいという気持ちもあります。近隣はほとんど住宅が建っています。特に問題ありません。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手をお願いします。

(意見・質問なし)

議長 特にないようですので、採決いたします。議案第3号申請番号1番について、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議長 賛成多数ですので、議案第3号申請番号1番について、原案のとおり承認されました。

続きまして、議案第3号申請番号2番について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 それでは、議案第3号申請番号2番について説明いたします。町から意見を求められております。

(申請番号2番の記載事項を読み上げる。)

なお、調査区は大河地区になります。

議長 それでは、申請番号2番の現地調査結果について、調査地区の大河地区担当委員から報告をお願いします。

8番 議席番号8番根岸が調査報告します。現地調査は、6月24日大河地区農業委員4名と推進委員1名で行いました。現地は申請番号1番のすぐ隣になります。こちらも草刈りもされてきれいに管理されています。住宅をつくるにはいい場所だと思う半面、農地として残してほしいという気持ちもあります。近隣はほとんど住宅が建っています。特に問題ありません。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手をお願いします。

(意見・質問なし)

議長 特にないようですので、採決いたします。議案第3号申請番号2番について、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議長

賛成多数ですので、議案第3号申請番号2番について、原案のとおり承認されました。

続きまして、日程5 報告事項に移ります。報告第1号について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について報告いたします。

(申請番号1番から2番の内容を報告する。)

これにつきましては、会長専決により書類を受理しました。以上です。

議長

ただ今の報告第1号について、質問、意見ございますか。

(質問・意見なし)

議長

特にないようですので、報告案件ですのでご了解ください。以上で議案はすべて終了しました。

これをもちまして、第15回小川町農業委員会を閉会します。

閉会時間午後5時00分です。